

「はぐくみ支援企業」の募集



徳島県では、「子育てにやさしい職場環境づくり」に積極的に取り組む企業を、「はぐくみ支援企業」として「認証」しています。

認証のメリット

- 子育て支援に積極的に取り組む企業として、**イメージアップ**につながり、**求人にも有利**になります。
- 県のホームページや、県主催のマッチングフェア等のイベントで、「はぐくみ支援企業」として**PR**します。
- 県の「共働き・子育て」応援のための**奨励金制度(最大支給額50万円／年)**の対象となります。
- 金融機関による県の**中小企業向け融資制度(地域連携企業支援資金)**の対象となります。(注1)
- 日本政策金融公庫の**特別貸付制度の対象**となります。
- 建設業者については、徳島県の格付けにおいて加点されます。(注2)

(注1) 融資の申込み等、詳細については、県ホームページを御確認ください。

(注2) 入札参加資格審査申請直前の1月1日時点で認証されている必要があります。

詳細については、徳島県県土整備部建設管理課(TEL 088-621-2624)まで。

- ★「はぐくみ支援企業」のうち、①特に積極的に他の模範となる優れた取組を実施している企業や、②「テレワーク」を活用した職場環境づくりに積極的に取り組み、その功績が特に優秀と認められる企業(「テレワーク de はぐくみ支援企業」)は、県知事表彰の対象となります。

認証制度について
詳しくはこちら



奨励金制度について
詳しくはこちら



認証の要件や応募は簡単！

ちょっと難しそうな「一般事業主行動計画」作成も電話や直接訪問などでアドバイスします。

要件

- 徳島県内に本・支店又は営業所等を有する企業、団体、個人で、常時雇用している労働者がいること。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を、徳島労働局に届け出ていること。
- 「一般事業主行動計画」の目標達成に向け、取組や対策を実施していること。

例えば・パパの育休取得促進

- ・妊娠中や産休中からの職場復帰のための相談窓口の設置
- ・所定外労働時間削減のための「ノー残業デー」の実施
- ・テレワーク等の場所にとられない働き方の導入など

※一般事業主行動計画は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

厚生労働省 次世代支援 一般事業主行動計画



応募方法

- 「はぐくみ支援企業認証申込書」を下記応募先まで郵送又は持参、あるいは電子申請

徳島県 電子申請



- 添付書類「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し
(労働局の受理印のあるもの)「一般事業主行動計画」の写し

電子申請はこちら



※初めてのご利用は
利用者登録が必要です。

お気軽に
ご相談
ください！

- ▶ **応募先** 〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県生活環境部 労働雇用政策課 労働・働きがい推進担当
TEL 088-621-2345 FAX 088-621-2852
- ▶ **相談先** 〒770-0942 徳島市昭和町3丁目35-1
公益社団法人徳島県労働者福祉協議会
TEL 088-625-8387 FAX 088-625-5113

はぐくみ支援企業認証申込書

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

企 業 名

代表者氏名

はぐくみ支援企業推進事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。
今後とも「仕事と家庭の両立」と「女性の活躍」を支援していきます。

企業 の 概 要	所 在 地	〒 TEL		
	担 当 者	所属部署 氏名		
	事 業 内 容		法令違反（注1）	有 ・ 無
	資 本 金	円		
	従 業 員 数	名（女性 名：男性 名）		
一 般 事 業 主 行 動 計 画	策 定 ・ 変 更 届 の 提 出 年 月 日	年 月 日に労働局へ提出		
	計 画 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
	行動計画の策定内容 ※行動計画策定指針の 事項欄で○印を囲んだ項 目を転記してください。 （多い場合は要約又は 「別添の通り」と記載）			
	行動計画の実施に向 けた取組や対策 ※行動計画書の行動内 容を転記してください。 （多い場合は要約又は 「別添の通り」と記載）			
そ の 他	商工団体からの紹介 （注2）	商 工 団 体 名	（ ）商工会議所 （ ）商工会 商工会連合会	
		担当職員氏名		

（注1）過去3年間における労働基準法など労働関係法令その他の法令に係る重大な違反の有無を記入してください。

（注2）徳島県内の各商工団体から申込みの紹介を受けた場合、該当する団体及び担当職員氏名を記入してください。

添付書類：労働局に届出をした次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し(労働局の受理印のあるもの)／同法に基づく「一般事業主行動計画」の写し
(特例認定一般事業主については、認定を受けたことが確認できる書類の写し)